

「吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン（案）」
に関する意見募集について

ガイドライン案の名称	吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン（案）
意見募集の趣旨	<p>吉田町では、太陽光発電設備を適正に設置・管理することにより、太陽光発電事業を地域との調和が図られたものとして適切に実施させるため、「吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン」の制定を検討している。</p> <p>そのため、広く町民の皆様、町内に事業所を有する皆様から意見を募集する。</p>
意見の提出期間	<p>令和元年8月1日から 令和元年8月15日まで（14日間）</p>
意見を提出することができる方	<p>① 吉田町内に住所を有する方 ② 吉田町内に事業所を有する方 ③ 吉田町内に土地を所有する方</p>
意見の提出方法	<p>別紙の意見提出様式に日本語にて御記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出してください（電話等による口頭での御意見には対応いたしかねますので御了承ください。）。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 榛原郡吉田町住吉87番地 吉田町役場都市環境課</p> <p>2 ファクシミリの場合 0548-33-0362 （吉田町役場都市環境課）</p> <p>3 電子メールの場合 toshi@town.yoshida.shizuoka.jp （吉田町役場都市環境課）</p>
問合せ先	<p>担 当：吉田町役場都市環境課環境部門 電 話 番 号：0548-33-2102 F A X 番 号：0548-33-0362 電子メール：toshi@town.yoshida.shizuoka.jp</p>
備 考	<p>※ いただいた御意見に対する個別の回答はいたしておりませんので、あらかじめその旨を御了承ください。 ※ いただいた御意見については、個人が特定できないように配慮した上で町ホームページ等で公表させていただきます。</p>